○農林水産省告示第九百三十四号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十九条の十三第二項の規定に基づき、ハム類品質表示基準（平成十二年十二月十九日農林水産省告示第千六百四十七号）の一部を次のように改正し、同条第四項の規定に基づき、告示し、平成二十一年八月十二日から施行する。

平成二十一年七月十三日　　農林水産大臣　石破　茂

第三条第二号イの(ア)に次のただし書を加える。

ただし、ぶどう糖果糖液糖、果糖ぶどう糖液糖及び高果糖液糖にあっては「異性化液糖」と、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖にあっては「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖にあっては「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と、砂糖混合高果糖液糖にあっては「砂糖・高果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と記載することができる。

第三条第二号イの(イ)本文中「記載すること」を「記載し、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合は「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合は「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合は「砂糖・高果糖液糖」と記載すること」に改め、同(イ)ただし書を次のように改める。

ただし、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合又は砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合にあっては、「砂糖・異性化液糖」と記載することができる。

附　則

平成二十三年三月三十一日以前に製造され、加工され、又は輸入されるハム類の品質表示については、この告示による改正前のハム類品質表示基準の規定の例によることができる。

○農林水産省告示第九百三十五号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十九条の十三第二項の規定に基づき、プレスハム品質表示基準（平成十二年十二月十九日農林水産省告示第千六百四十八号）の一部を次のように改正し、同条第四項の規定に基づき、告示し、平成二十一年八月十二日から施行する。

平成二十一年七月十三日　　農林水産大臣　石破　茂

第三条第二号ア中「又は「山羊肉」と」を「、「山羊肉」、「鶏肉」等とその最も一般的な名称をもって、」に改め、同号ウを次のように改める。

ウ　肉塊、つなぎ及び食品添加物以外の原材料は、次に定めるところにより記載すること。

(ア)　「食塩」、「砂糖」、「植物性たん白」、「卵たん白」、「乳たん白」、「たん白加水分解物」、「香辛料」等とその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の多いものから順に記載すること。ただし、ぶどう糖果糖液糖、果糖ぶどう糖液糖及び高果糖液糖にあっては「異性化液糖」と、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖にあっては「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖にあっては「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と、砂糖混合高果糖液糖にあっては「砂糖・高果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と記載することができる。

(イ)　使用した砂糖類が２種類以上の場合は、(ア)の規定にかかわらず、「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に、括弧を付して、「砂糖、水あめ」等と原材料に占める重量の割合の多いものから順に記載し、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合は「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合は「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合は「砂糖・高果糖液糖」と記載すること。ただし、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合又は砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合にあっては、「砂糖・異性化液糖」と記載することができる。

附　則

平成二十三年三月三十一日以前に製造され、加工され、又は輸入されるプレスハムの品質表示については、この告示による改正前のプレスハム品質表示基準の規定の例によることができる。

○農林水産省告示第九百三十六号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十九条の十三第二項の規定に基づき、ソーセージ品質表示基準（平成十二年十二月十九日農林水産省告示第千六百五十号）の一部を次のように改正し、同条第四項の規定に基づき、告示し、平成二十一年八月十二日から施行する。

平成二十一年七月十三日　　農林水産大臣　石破　茂

第二条の表ソーセージの項中「若しくは可食部分」を「及び可食部分」に、「の肉の重量が豚きん及び」を「及び豚きんの肉の重量が」に改め、同表ボロニアソーセージの項中「以上のもの」の次に「（豚腸を使用したもの及び羊腸を使用したものを除く。）」を加え、同表フランクフルトソーセージの項中「未満のもの」の次に「（牛腸を使用したもの及び羊腸を使用したものを除く。）」を加え、同表ウインナーソーセージの項中「未満のもの」の次に「（牛腸を使用したもの及び豚腸を使用したものを除く。）」を加え、同表レバーソーセージの項及びレバーペーストの項中「原料臓器類」の次に「（豚及び牛の脂肪層を除く。）」を加え、「肝臓を使用し、豚の脂肪層を使用し又は使用しない」を「肝臓のみを使用した」に改め、同表臓器の項を削り、同表可食部分の項を次のように改める。

臓器及び可食部分	肝臓、じん臓、心臓、肺臓、こ臓、胃、腸、食道、脳、耳、鼻、皮、舌、尾、横隔膜、血液又は脂肪層をいう。

第三条第一項中「、コーンミール等の結着材料を使用」を「及びコーンミールを使用」に、「、コーンミール等の結着材料の含有率」を「及びコーンミールの含有率」に改め、同条第二項を削る。

第四条第一項中「、でん粉含有率及び使用上の注意」を「及びでん粉含有率」に改め、同項第二号アの(ア)ただし書を次のように改める。

ただし、１種類の家畜若しくは家きん又はこれに同種類の原料臓器類を使用し、原料魚肉類を加えていないボロニアソーセージ、フランクフルトソーセージ又はウインナーソーセージにあっては、それぞれ「○○ソーセージ（ボロニア）」、「○○ソーセージ（フランクフルト）」又は「○○ソーセージ（ウインナー）」（○○は、「ポーク」、「ビーフ」、「チキン」等の食肉の種類とする。）と記載することができる。

第四条第一項第二号イの(ア)中「豚肉及び」を「豚肉のみ、豚肉及び牛肉又は」に改め、同項第二号アの(ア)中「豚脂肪」の次に「、「牛じん臓」」を加え、同(ア)に次のただし書を加える。

ただし、ぶどう糖果糖液糖、果糖ぶどう糖液糖及び高果糖液糖にあっては「異性化液糖」と、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖にあっては「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖にあっては「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と、砂糖混合高果糖液糖にあっては「砂糖・高果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と記載することができる。

第四条第一項第二号アの(エ)を削り、同(オ)を同(エ)とし、同(エ)の次に次のように加える。

(オ)　使用した砂糖類が２種類以上の場合は、(ウ)の規定にかかわらず、「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に括弧を付して、「砂糖、ぶどう糖」等と原材料に占める重量の割合の多いものから順に記載し、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合は「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合は「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合は「砂糖・高果糖液糖」と記載すること。ただし、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合又は砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合にあっては、「砂糖・異性化液糖」と記載することができる。